

- 1 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？
① 市町村長 ② 選挙管理委員 ③ 議員 ④ 知事
- 2 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？
① 議会の調査権 ② 議会の不信任権 ③ 直接請求権 ④ 知事の解散権
- 3 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？
① 住民自治 ② 地方分権 ③ 二層制 ④ 団体自治
- 4 地方公共団体の議会が制定する、その地域独自の法規を何という？
① 予算 ② 法律 ③ 条例 ④ 決算
- 5 都道府県知事や市町村長の任期は、何年と定められている？
① 3年 ② 5年 ③ 4年 ④ 6年
- 6 特定の自治体における重要な政策課題について、住民が直接賛否を投じる仕組みを何という？
① 象徴天皇制 ② 住民投票 ③ 議会制民主主義 ④ 間接民主制
- 7 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？
① 予算案の議決 ② 不信任決議 ③ 事務監査請求 ④ 解職請求
- 8 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？
① 地方譲与税 ② 地方交付税 ③ 地方債 ④ 国庫支出金
- 9 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？
① 首長 ② 教育委員 ③ 議長 ④ 副議長
- 10 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？
① 予算案の議決 ② 解職請求 ③ 不信任決議 ④ 事務監査請求
- 11 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？
① 直接請求 ② 地方自治の本旨 ③ 議会制民主主義 ④ 住民投票
- 12 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体がその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？
① 一般財源 ② 国庫支出金 ③ 地方債 ④ 特定財源
- 13 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？
① 監査請求 ② 解職請求 ③ 条例制定請求 ④ 事務監査請求
- 14 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？
① 直接選挙 ② 推薦制 ③ 間接選挙 ④ 任命制
- 15 住民が、首長や議員を任期の途中でやめさせるよう求める制度を、カタカナで何という？
① レファレンダム ② イニシアティブ ③ リコール ④ オンブズマン



① 隠す

赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

② 言う

解説を読んで、用語を口に出す

③ 印を付ける

言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	議員 は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。		3 議員	☐
2	直接請求権 は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。		3 直接請求権	☐
3	この仕組みを 二層制 と呼びます。		3 二層制	☐
4	条例 は、地方公共団体の議会が制定する法規です。		3 条例	☐
5	地方自治法において、知事や市町村長の任期は 4年 と規定されています。		3 4年	☐
6	住民投票 は、間接民主制を補完するものとして機能します。		2 住民投票	☐
7	不信任決議 は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。		2 不信任決議	☐
8	そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ 地方交付税 交付金を配分します。		2 地方交付税	☐
9	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を 首長 と呼びます。		1 首長	☐
10	不信任決議 が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。		3 不信任決議	☐
11	地方自治の本旨 とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。		2 地方自治の本旨	☐
12	地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「 一般財源 」の一種です。		1 一般財源	☐
13	解職請求 （リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。		2 解職請求	☐
14	直接選挙 は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。		1 直接選挙	☐
15			3 リコール	☐

言えなかった用語ノート